

平成19年度第3回

宮城県産業振興審議会水産林業部会

日 時 平成19年11月14日（水曜日）

午後1時30分から4時まで

場 所 宮城県庁4階 特別会議室

## 1. 開会

○司会 ただいまから平成19年度第3回宮城県産業振興審議会水産林業部会を開催いたします。

本日は、門傳委員、鈴木委員、平吹委員が所用のため欠席という連絡を受けております。さらに、斉藤委員も急遽所用のため欠席というようなご連絡を受けております。

本会議の定足数は2分の1以上でございまして、本日はこの要件を満たしておりますことから、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、開会に当たりまして伊東農林水産部長からごあいさつを申し上げます。

## 2. あいさつ

○伊東農林水産部長 農林水産部長の伊東でございます。

委員の先生方には、本年3回目となります水産林業部会にご出席賜りまして、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

これまで当部会におきまして2度にわたるご審議、さらに先日、本審議会でのご検討、ご審議、また、県議会産業経済常任委員会でも中間案についてご意見を伺ってございます。過去2回の部会におきましては、低コストでの木材を安定供給できる林業事業体の育成、森林整備や県産材利用の重要性、あるいは林業就業の魅力について、子供から大人までの理解醸成を図ること、さらには、多様な主体が連携し、豊かな森林を生かした地域づくりを進めることなど、大変貴重なご意見、ご提言等いただいたところでございます。

これらのご意見をできるだけ踏まえまして、本日お示しします最終案に取りまとめたところでございます。本日は、これらの内容について、部会として最後になりますけれどもご検討いただき、さらに修正を加える事項、追加すべき事項がございましたら、それを盛り込んだ上で、12月予定の産業振興審議会本審議会へご報告したいと考えております。

改めて、本日のお忙しい中のご出席に感謝申し上げ、本日も忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。開会に当たってのあいさつにさせていただきます。本日は大変ご苦労さまでございました。

○司会 議事に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきます。

資料といたしましては、1から7までございます。資料右上の方に資料番号1から7までございます。

資料の不足等がございましたら、事務局員の方にお申し付けいただけたらと思います。よろ

しいでしょうか。

次に、お願いでございますが、委員の皆様のご発言につきましては、お手元でございますマイクの使用をお願いいたします。

ご発言の際には、右下にございますマイクスイッチをオンにして、マイクのところにありますオレンジ色のランプが点灯しましてからご発言をお願いいたします。ご発言が終わりましたら、マイクのスイッチを切っていただきますようお願いいたします。大変ご面倒をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。

### 3. 議事

○司会 それでは、議事に入りたいと思います。会議は、産業振興審議会条例の規定に基づき部会長が議長になって議事を進めることになっておりますことから、ここからは部会長に議事進行をお願いいたします。岡田部会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

○岡田部会長 それでは、第3回目の部会でございますが、開催をいたしたいと思います。

本題に入る前に、この部会と審議会、私事で大変大きな任務をいただいているながら欠席をしてしまいました。改めておわびを申し上げたいと思います。どうも皆さんにはご迷惑をおかけいたしました。

それでは、本日の議事次第に沿いまして、(1)です。将来は、これは今日の議題を経て最終案になる、そういう原案のところですが、将来ビジョン、これについてご提案をお願いしたいと思います。

○芳賀技術参事兼林業振興課長 林業振興課の芳賀でございます。

説明に30分ぐらいかかるとお思いますので、座ったまま説明させていただきたいと思います。

お手元の資料の1と、資料の3を手前に出していただきたいと思います。

まず、資料の3でございますけれども、これは、10月15日に宮城県産業振興審議会におきましてビジョンの中間案を審議していただいたわけでございます。この資料の3はその意見等を取りまとめたものでございます。これに沿いまして簡単にご説明したいと思います。

まず、意見要旨の左の方に1番と書いてございますけれども、これ、実は四ツ柳会長の方からいただいた意見でございまして、林業は無尽蔵な太陽エネルギーを最も有効に利用できる産業であると。もともとのエネルギーが太陽エネルギーであるという視点が足りないと、こういう指摘をいただきました。そこで、資料の1の4ページをお開きになっていただきたいと思っております。

4 ページの一番上の方にピンクの色で、「1 地球規模で環境を保全する機能」というところがございます。その下から3行目、「また伐採しても・・・」と書いてございます。その後段の方、「森林を適正に利用する林業は、無尽蔵な太陽エネルギーを有効に使う産業として・・・」という文言に改めさせていただきました。

それから、13 ページをお開きいただきたいと思います。

13 ページの中ごろにだいたい色の部分で囲われたところがございます。ここは森林・林業・木材産業の将来像というところでございますが、その文言の冒頭に「太陽エネルギーを源として価値を生み出す」という言葉をつけ加えさせていただきました。

それから、資料の3に戻っていただきまして、2番目でございます。

第1次産業を自然産業としてとらえ連携するなどの理念を提案したいというご意見を賜りました。これにつきましては、本文の13 ページの中ごろに紫色で色づけした部分がございます。その上から3行目の中ごろに「同じ自然産業の仲間である農業・水産業関係者などと連携・協働しながら」という文言等に改めさせていただきました。

それから、また資料の3番に戻りまして、相続等によって新たに森林所有者になった方々への対応（レクチャー）が必要ではないのかという提言をいただきました。これは、ちょっと内容をお話ししたいのですが、これは、女性の委員さんだったのですが、旦那さんが相続を受けたと。それで、山を評価した際にもものすごく低い価格を提示されたので驚きましたという話でございました。本当にそんなものなのかなと、随分安いなということで、自分たちは、そういうことは全然わからないもので、森林所有者にそういったことをレクチャーする場を設けてもられないのかというような内容でございました。

それにつきましては、39 ページをお開きになっていただきたいと思いますのですが、39 ページの上の方に緑色で囲った部分の「内容」の下に丸が六つございます。その丸の上から三つ目に「森林所有者の相談窓口設置」という言葉を入れさせていただきました。なお、真ん中辺の表で赤く、ちょうど真ん中に、みんなで進める森林づくり、その下に青で「県」とあります。県のすぐ下に二重丸で「美しい森林づくり相談活動」というのがございますので、この委員のご提言に応えるためにも、今後、森林所有者への情報の提供等々につきましては、県の林業普及指導員という職員がおりますので、彼らの活動によって森林所有者にレクチャーをしたいと考えてございます。

それから、また資料の3に戻りまして、4番目でございますが、森林所有者や森林組合等の実態に応じて何をしていくのかが見えないと。小規模林家が多数を占める中、どう対応してい

くのか。儲かる林業，儲かる山をどう整備し，担い手をどうしていくのかというような提言をいただきました。

これにつきましては，全くおっしゃるとおりでございますが，何せ，日本の林業といいますか，宮城県の林業も同様でございますけれども，森林の保有形態は財産保有型でございますが，宮城県の例ですと，1ヘクタール未満の森林所有者というのは60%なんです。それから10ヘクタール未満ですと90%でございますが，極めて零細所有者が多くございます。こういったところをどうやって儲かる林業につなげるかということでございますけれども，やはり，これは森林組合等々が中心になりまして，集団化，集約化，団地化，そういうことでまとめていくしかないのではないのかということでございます。

それからもう一つは，森林組合の職員等についてコーディネーターとでもいいですか，そういった方々を養成することによりまして，低コスト作業システムの導入とか，あるいは間伐団地づくり等々を推進していくと，こういったことを本文の22ページの取組1とか，あるいは38ページの森林・林業次世代リーダー育成強化プロジェクト等々に盛り込んでおるところでございます。

それから，資料の3にまた戻っていただきまして，5番でございますが，22ページの取組1の「林業・木材産業の構造改革」が最も重要で根幹となるが，あまり構造改革がなされていないような印象を受けるという意見がございました。

これにつきましては，先ほど申し上げましたように，やはり団地の集約化等々によって，林業の形態そのものの集約化によりまして低コスト化をするということが一つ。それから，木材を加工する製材工場等々でも，やはりいろいろな高性能の機械を導入いたしまして，加工の高度化，それから体制の整備，そうすることによって，ここに宮城ブランドの確立と書いてありますが，高品質材を生産すると。そういうことによって，林業・木材産業の構造改革を進めていきたいということでございまして，これも取組の1の方にそういった意味で網羅しているところでございます。

それから，また資料の3に戻っていただきまして，6番目，ここにおられる早坂委員からのご意見なのですが，公共建築での県産材の使用量，それからバイオマスや合板における適正利用量について，ある程度の数値目標が必要ではないのかというお話をいただきました。

これにつきましては，28ページの取組7にすべての公共工事で木製品を活用することを掲げてございます。現に今，「みやぎ材利用拡大行動計画」という県庁全体で取り組む計画を策定済みでございます。また，これを実行するために，この県庁舎内に既に「木材利用推進連絡

会議」というものを、他部局を巻き込んで立ち上げてございます。

それから、指標の関係なんですけど、本文の34ページをお開きになっていただきたいのですが、早坂委員のご意見に全て応えられるというわけではございませんけれども、一番上の、林業の産出額、木材の生産量が出てきます。また、その下には、県内木材需要に占める県産材のシェア。あるいはその下ですと「優良みやぎ材」、高品質材ですね、その出荷量を示しております。それから、具体のもう少し狭い公共建築の県産材の使用量というものにつきましては、先ほど申しあげました「みやぎ材利用拡大行動計画」の中で、今後考えていきたいと思っております。

それから、また資料の3に戻っていただきまして、7番目でございます。

森林資源を活かした将来像、これについては本文14、15ページをお開きになっていただきたいんですが、この絵を見たとき、この委員からは「どこの県でも、どこでもあるような絵じゃないの」と、「何ら変わりばえしないんじゃないか」というお話をいただきました。少しでも、この宮城らしさを描くわけにいかないのかということで、ただ、実態といたしましては、こういうのは、やはり我々としては必要であるという認識を持っておりまして、若干訂正をしたところがございます。それは、14ページの中ごろに、ちょうど太字で書いてございます、優良みやぎ材を生産する製材工場、それから県産材を活用する合板工場。これはある意味では宮城らしさをこういうところで滲ませました。

それから、もう一つは15ページの真ん中辺に、黒字で特用林産物の生産という欄がございます。その下に、新たにハタケシメジやムラサキシメジということで、これは本県で開発したきのこでございますので、少しは宮城らしさはこういったところで表しているのかなと思っております。

それから、資料の3にまた戻っていただきまして、8番目でございます。こういったビジョンをどのように実現していくのか。戦略が重要であり、優先度や緊急性に応じたアクションプランが必要ではないのかという意見がございました。全くそのとおりでございまして、このことにつきましては、年度内に行動計画を策定する予定でおります。それでもって対応したいと思っております。

それから、この資料の3の欄外に丸が二つございます。まず下の丸の話なんですけど、そのほかにも、いろいろな意見、提案が前回の審議会で出されました。それにつきましては、会議中に回答したのも数多くございます。それから中間案に盛り込み済みであるもの、それから事業化に当たって参考とすべきものを資料の4に整理してございますので、後でお目通しをお願い

いしたいと思います。

そのほか、県民意見の募集ということで、パブリックコメントで、その結果については資料の6に整理してございます。

それから、もう一つは、欄外の丸の一番上なんですが、①から③までございます。これらの資料について整理するよう提案がございました。①は林業事業者が経済的にペイする事業活動としてどのようなビジネスモデルが考えられるのかという点と、それから②は森林組合と農業協同組合、漁業協同組合の事業協同の可能性及び事例がないのかというようなこと、それからあとは③は岩手県住田町の事例、これは林業活動が盛んな地域でございますけれども、そういった事例がないのかということで、資料の5に整理したところでございます。特に①のビジネスモデルについては、今日開かれているこの部会で検討してはどうかという提言がございましたので、その点についてだけ、ちょっとだけお話ししたいと思います。

資料の5を出していただきたいと思います。

ビジネスモデル、儲かる林業というのは言葉では分かるのですが、ここが一番上の表の真ん中の部分を見ていただきたいんですが、この黒く塗ってあるところ、現在、やはり一番我々がなさなければならないことは、この現状でございますけれども、間伐をまずしなければいけないと。そこで、間伐によって多くの木材を生産できる、人工林が増加しておりますので、その間伐をどうやって進めるのかと。そこでどうやって儲けるのかということだと思えます。そのためには、森林所有者の集約化、団地化も必要だろうし、間伐収入の向上も必要だというようなことが書いてございます。

それで、右側の方に、今後10年のビジネスモデルというようなことを書いてございます。方向としては、今言ったように、まずは現状とそれから課題がそういうものですから、そういう中において、どうやって儲かる林業をするのかというのが、私は非常に考えていかなければならない点だと思えます。その中の方向性としては、団地化による収益性の高い低コスト間伐の推進と。方法としては、ここに三つ、四つ記載してございます。一つは、先ほどから申し上げているように、間伐事業というものの団地化を図らなければいけないということで、それから二つ目には、低コストで安定的な路網を整備して、そしてまた高性能林業機械を活用すると。それから三つ目には、丸太の有利な流通販売を選択、あるいは価格交渉、これは、長年の経験であり、知識等々が必要でございますので、そういう意味からも、森林組合を始めとする、そういう事業者におけるコーディネーターの育成が重要であると考えてございます。

こういったことをすることによって、儲かる林業であり、儲かる森林というのできるのか

など思っております。もちろん、儲かる林業といいますと、単純に言えば近くに林道、あるいは道路等が入っていることですね。そういったところに、今後森林の造成なり育成をしなければいけないことはもちろんでございます。

次のページをお開きになっていただきたいんですが、ここに、儲かっていますよというような意味で書いたんですが、四つの事例を挙げてございます。一つは、左側の方から、登米市旧津山町の協同組合、それからその隣が白石市にあります森林組合、それからその隣が大崎市旧鳴子町にあります株式会社さん。それから一番右側でございますが、女川町にあります森林組合さん、こういったところで、こういう内容で仕事をしまして、収益を上げているというような例でございます。

これらに共通しているのは、やはり高性能林業機械を導入することによって生産性を上げているということが言えるかと思えます。高性能、特に林業機械の関係について若干お話ししたいのですが、この表の下の方を見ていただきたいのですが、左側から二つ目、四角く囲ってございます林業試験場と書いてあるところです。この下の間伐収入向上のポイントというところでございます。ここに例が四つ、例というよりも、これはどんなに高性能的林業機械を買ったから、それでいいというわけではないんですね。機械を遊ばせていたら何もならないわけですね。それをどれぐらい一体やれば収益につながるのかというのがこれなんです。うちの県の133事業体の事業地の実績比較からこれを整理したものです。

一つは、1団地500立方メートル以上ぐらいの伐採量があれば儲かるというような意味ですね。それから、なおかつ1ヘクタール当たりは50ないし100立方メートル、これ、すべて間伐のことを言っているんですが、これぐらいの量を実施しないといけない。それから集材距離も40メートル以内であると。これ以上遠くなるとだんだん儲けというのは少なくなりますということです。それから機械の稼動も、1台で年間200日ぐらいは働かせなければいけない。遊ばせていては、やはり儲からないということですね。そして年間6千立方メートル以上は作業するようなシステムづくりでないといけないというのがわかってきました。こういったのが儲かる林業なのかなと、私の方では判断したところでございます。

それでは、次に資料の2を出していただきたいんですが、これは、指標関係でございまして、本分の34ページから36ページまで、3ページにわたります。このビジョンのいろいろな指標を出したものでございます。同じものでございますので、資料の2でもって説明したいと思います。

資料の2の右から2列目、取組という欄がございまして、①から始まりまして、その次のペー

ジの⑫まで、全部で12の取り組みがあるということは従前説明したとおりでございます。この取組に、多いもので五つぐらいの指標、少ないので一つの指標というような形で整理したものでございます。これにつきまして、一つ一つ簡単にご説明したいと思います。

まず、目標指標の欄にナンバーというのが点線で書いてございます。そこを見ながらちょっとお話ししたいと思うんですが、まず、一番目の木材産出額、これは木材の生産量から推測しているわけでございますけれども、これにつきましては、国の地域別森林計画、林野庁のいわゆる森林管理局、そちらが定めているもの、それから県の森林計画、そういったものをもとに、木材の生産量の目標を設定してございます。その設定に、ここ3年間の木材の生産額の単価、9,700円と3行目に書いてございますが、これに乗じたものでございます。これによりますと、10年後の平成29年度は80万立方メートルほど生産をしたいと。金額が77億円という目標を立ててございます。

次に2番目の県内木材需要に占める県産材のシェア。これにつきましては、一体県内で木材需要量がどれぐらいあるのかといいますと、ここの3行目に書いてございますが、大体ここずっと同じなんですけど150万立方メートルと言われております。これは外材も含めてですね、150万立方メートルを本県では処理していると。その中で、県産材は今現在33%のシェアを占めてございますので、将来、これを51%まで高めていきたいということでございます。

それから3番目、「優良みやぎ材」の出荷量ということで、「優良みやぎ材とは」と書いてございます。ここでは、昨年立ち上げました「みやぎ材利用センター」が定めている寸法、含水率等の品質・規格基準に適合した木材製品というものが、いわゆる高品質材でございます。これを生産するからには、乾燥機の導入がどうしても必要でございます。年間2台ぐらいずつ今後とも整備していきたいというふうに考えてございまして、そうすることによって、平成29年度は3万1千立方メートルほどの生産をしていきたいとに考えてございます。

次に、4番目の木材、木製品出荷額でございますけれども、これは県全体の「宮城の将来ビジョン」というのがございまして、そこで県内総生産10兆円達成目標を掲げてございます。その基礎となるのが年平均成長率1.68%を使っておりますので、単純にこの1.68%を使わせていただきました。今現在、685億円でございますけれども、10年後には837億円に伸ばしたいというふうに考えてございます。これらについては、今後とも乾燥材の生産拡大、あるいは合板分野、ぐんぐん伸びておりますので、そういったもので何とかこの目標数値を達成したいと考えております。

次に、5番の間伐材生産コストでございますが、「間伐生産コストとは」と書いてございま

す。伐採，搬出，トラック運搬，そういったものに要する経費でございまして，現在，立方メートル当たり8，600円と，うちの県では言われております。これを何とか少しでも低くしたいということで，10年後の29年には2割の削減を目指したいということで6，900円と出しております。もっと下がらないのかという話には当然なるかと思えますけれども，ある大学の先生には5，000円台ぐらいまでにはなるだろうと言われていた文献等々もございませぬけれども，一気にそこまではいかないだろうということで，少しずつ下げていきたいと考えてございます。

それから，6番目の間伐実施面積でございまして，これは，京都議定書でご案内のとおり，温室効果ガス削減目標，日本は6%，そのうち森林関係で3.8%を賄うという話ですが，今の状況ですと，なかなか達成が不可能ではないのかということで，林野庁の方で各県にハッパをかけられたんですね。号令をかけてもっと頑張ってやれと。その数値が，宮城県の森林面積等々からはじき出されて示された数字が3行目に小さな字で書いてございまして，12万1千ヘクタールほどやらなければいけないというのが宮城県の与えられた数値でございまして，これは，平成2年から平成24年までやる数量でございまして，昨年の18年までに，これも小さく書いてございまして87，600ヘクタールほど既に実施しておりますので，その差が33，400ヘクタールでございまして，これを平成19年から24年までの6年間でやるということで，単純にこれを6で割ると，年間5，600ヘクタールだということになりますので，何とか5，600ヘクタールほどの目標を頑張りたいということで，これを掲げさせていただきました。なお，現況が4，645，約4，700ヘクタールでございまして，あと900ヘクタール，間伐を頑張らなければいけないというふうになってございまして。

次に，7番の路網密度，どうしても，これは低コスト間伐するにはなくてはならない指標でございまして，林道，作業道等を何とか延長したいというふうに考えてございまして。ちなみに参考までに，この路網密度は，宮城県は全国で第10位，東北では第1位でございまして。それから，そういうことで，29年度までにはヘクタール当たり29メートルほどを造成延長したいと考えてございまして。

それから8番目の木材生産適地における再造林実施率でございまして。これは，最近，伐採した後，どうも造林がなされていないのではないかということで，各県ともそういったのが見られております。これは，将来の資源の枯渇につながりますので，どうしても再造林が必要となります。ただし，再造林といいましても，我が国は主にスギを植えていたんですが，過去の人工林がすべて適地だったのかというところもやはり問題があるかと思えます。まずそういった

ことを精査をしまして、人工林伐採箇所のうち木材生産に適すると思われる箇所については、将来、29年度には100%造林をしましよという目標数値を掲げさせていただきました。

それから9番目、これも林業の産出額、ここは特用林産といたしまして、特にきのこの生産量でございます。これは、品目別に生産目標量を設定いたしまして、15年から17年までの3年間の平均単価を乗じてこのような数量をはじき出しまして、そして金額を算出したということでございます。

それから10番目の新規事業化支援件数でございます。これは、商品開発、新たなビジネス創出、新たな栽培技術に関して、県の林業普及指導の実績でございます。商品開発等々に成功したのですが、こういったものが去年は4件ほどございましたので、10年後には年間8件ほどにもっていきたいと考えてございます。

それから11番目の認定林業事業主数でございますけれども、これは、法律に基づきまして林業事業体というものを認定するわけでございます。常用作業員が5人以上雇用する計画、そういう団体ということになってございます。その要件を満たすのは、うちの県には全部で37団体ほどございます。そのうち33団体ほど、もう既に認定を受けておりますので、残り4団体、これをすべて認定をしたいと、10年後までには。それで37事業体と掲げさせていただきました。

それから12番目の基幹林業技能作業士数、これは我々グリーンマイスターと呼んでおりますけれども、いろいろな基礎的知識等々を身につけていただくと。基礎といっても建設機械とか、フォークリフトとか、あるいは地山掘削だとか、いろいろなそういう技術を磨くということございまして、これも年間6人ぐらいずつ確保しまして、累計で、将来は288名ほど養成したいと考えております。

次のページをお開きになっていただきたいんですが、次も同じようなものでございまして、13番の高性能林業機械オペレーター数、これは先ほどから何回もお話ししています高性能林業機械の運転士さん、オペレーターですね、これの養成の研修をしますということで、これも毎年6人ほどずつ確保していきたいと。将来は184名ほどを育成したいと数値を挙げさせていただきました。

それから14番目は、新規林業就業者数でございます。現況の欄は37人と書いてございますが、最終的に、昨年定着した方は37人ほどございました。林業事業体に働いている、いわゆる林業就業者は高齢化しておりますので、どんどん辞めていく方がいらっしゃると思います。そのために、新たな新しい若い人たちにどんどん入っていただきたいということで、こういう

目標数値を立ててございます。将来は、年間90人ぐらいを何とか確保していきたいと考えてございます。

それから、15番目の宮城県林業試験場研究成果指導件数といいますのは、林業試験場でさまざまな団体等々、個人等に対しまして技術の相談、あるいは講師派遣依頼を受けまして指導した件数でございます。昨年は93件ほどございましたが、これも、10年後までには3割の増加を生み出しまして120件ほどに伸ばしたいと考えております。

それから、16番目、木質バイオマスの利用率でございますが、これ、未利用資源として注目をしなければいけないのは、どうしても間伐の際に山に捨ててくる部分がかかなり多うございます。ここの現況の欄39%になっています。つまり、間伐をした木のうち39%分は林外に持ってきて利用しますけれども、残りの61%は山に捨ててきているということでございます。これを少しでも活用したいと。もちろん、バイオマスのエネルギー等々何でもいいんですが、活用したいということで10年後には60%までこれを高めていきたいという指標を設定したところでございます。

それから、17番目、未間伐森林の面積ということでございますが、未間伐というのはいわゆる間伐を一度もしたことがない山という意味でございますが、そこに行けば林の中が真っ暗な状態になっております。こういうのは、非常に不都合なわけでございますが、何とかこの未間伐な森林を少しでも減らすという目標を掲げました。年間1,200ヘクタールほどずつ未間伐森林をなくしていきましようということでございまして、今現在16,400ヘクタールほどありますが、これを将来、29年度には、3,400ヘクタールに減らしたいと考えてございます。

それから、18番目は県民や企業等の森林づくり面積でございます。これは、最近ミサワホーム、あるいはコカコーラ等々いろいろな企業で、県有林等々を使いまして活動をしております。これが18年まで22ヘクタールでございましたので、これを将来29年までには80ヘクタールまで伸ばしていきたいと、企業等に働きかけて何とかお願いしたいというふうに考えております。

それから、19番目、宮城県森林インストラクター認定者数でございます。この森林インストラクターというのは、森林を利用した自然体験や自然観察の案内役の方々をいうわけでございまして、県で認定しております。現在、301名ほどおりますけれども、毎年30名ずつ増やしていきたいと考えてございまして、将来、640人ほど養成したいと考えております。

それから、20番の松くい虫被害による枯損木、現在19,456立方、約2万立方メートル

ルほど毎年松が枯れている状況でございますけれども、何とか10年後の29年度には、20年前の被害量が1万5千立方メートルでございましたので、1万立方メートルぐらいまでに落としたいと。本当はゼロと言いたいところですが、なかなかこういきませんので、これぐらいを目標に掲げさせていただきました。

それから21番の保安林の指定面積でございますけれども、これは、年間100ヘクタールぐらいずつ指定を進めていきたいと考えておりまして、将来、6万8千ヘクタールほどの指定をしたいと考えております。

それから、22番の森林保全推進活動ボランティア数、これはみやぎ森林保全協力員ということで、県からボランティアで委嘱しております。こういった方々を将来もっと増やしていきたいと。最低でも旧市町村単位、70幾つ市町村がございましたので、一つの市町村に2人ぐらいずつ入れて150人ぐらいに増やしていきたいという数値を掲げさせていただきました。

それから、最後になりますが、23番の山地災害危険地区における治山事業着手数ですが、これは山地災害危険地区、このA、B、Cのランクがございまして、一番危険度の高いAランクは宮城県では605箇所ございます。これを、今現在311箇所ほど着手しておりますので、毎年10箇所ずつ伸ばしていきたいまして、10年後には411箇所ほど着手したいと考えて、こういう目標を掲げたところでございます。

以上、私の方からは、先般行われた審議会での内容と、それから目標、指標について説明をさせていただきました。

以上で説明を終わらせていただきます。

○岡田部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明を受けて、あるいは、既にお手元に数日前には届いていたかと思いますが、このビジョン全体の最終案、これについての質問、ご意見をいただきたいんですが、どういたしましょうか。少し区切ってやりましょうか。

それでは、前回委員会で出されました意見の内容について資料3でご説明をいただいたわけですが、ここにかかわるところからご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

○須能委員 2番目の点は、私が意見を述べたんですけれども、第一次産業と自然産業ですね、先ほど、資料5のビジョンづくりのビジネスモデルですか、まさしくこの1から4まで、右端に書いてあるビジネスモデルは、このとおりだと私も思います。その中で、もう一つ、付け加えるならば、ビジネスモデルといえるのかどうかわかりませんが、森と里と海との連携による、共通認識に立つ人のファンづくりではないんですけれども、そういう形のものが、も

うちちょっと前に木育というような話であったかと思うんですけども、この項目に入れるのが適正かどうかわかりませんが、何か、今までの話の中で林業だけの話で、言葉としてはあるんですけども、もっと森から里から海につながるという意味のところを強調して、そういうところに関心を持ってもらうことによって、この木材を使おうとか、森の大切さを知ろうとか、そういうことの、何か動機づけとしての部分がもうちょっとあったらいいなというのが、今説明を聞いた印象です。

○芳賀技術参事兼林業振興課長 須能委員の意見、ちょっと確認したいんですが、それを13ページのところに網羅したらどうかというご意見なんですね。

○須能委員 もう少し、その辺の思いが、2行ぐらいで済まされるのではちょっともの足りないんですけどもね。私、個人的にはそういう思い、意識があるものですから。

それと、前に言われていた木育のところはどこにあるのか、今日見て気がつかなかったものですから。

○芳賀技術参事兼林業振興課長 木育については、本文の28ページの、緑の部分の一番下、ここに学校教育や社会教育活動への支援を通じた「木育」の推進という言葉でうたってごさいます。その木育とは違って、須能委員は森、里、海とつながる段階において、もっと強調したらいいのではないかという話ですね。

○須能委員 この審議会全体を通して共通項としておかないと、今は、独立した農業の分野、水産の分野、林業の分野になっているけれども、底流に流れるものとしては自然産業論ではないかと。そういう哲学というか理念の分野で常にそれをアピールしていかないと、一般県民にはわからないし、我々やっている人間も、仲間が周りにいるんだというような意識が無くなるのではないかということでお話ししたわけです。

○芳賀技術参事兼林業振興課長 では、この点につきましては、もう少し内部でどうするのか、考えさせていただきたいと思います。

○岡田部会長 今の件、多分、非常に大事なことをたくさん含んでいると思いますので、もう少し、各委員からも、関連したところでご意見があればいただきたいなと思います。例えば、このビジョンの25ページのところでも、ここでは産学官の連携という、こういう枠組みでビジネスモデルという言葉が出てくるんですけども、その中にも「山業・森業」、あるいはこれをただいまの須能委員ですと木育ということで「山・川・海」あるいは「山・里・海」という、こういう違う視点でとらえていただいたんですけども、軸としては、こういう軸でもビジネスモデルというのはやはり重要だということが出てきておりますので、関連したところで、結

構かだと思います。いろいろなご意見をいただいた方がよさそうだなという気がいたしますので、どうぞ、もしご意見あればお願いをしたいと思います。

須能委員がおっしゃるように、大体、世の中の認識としては、21世紀は間違いなく、環境の世紀であり、同時に生命の世紀であり、生命産業が花開く世紀だと、こういうコンセプトというか、方向性に対する認識は大変強いと思いますが、具体的に、それをどう産業だとか地方だとか、地域生活のレベルでビジネスとして具体化するのかということについては、なかなか姿が見えづらいというのが実態で、一つでも二つでも宮城発ができると、それはそれで大変売りになるという、そういう目標になるし、そこへ向けてのという、まさに一体化、連携ないしはここでは「環」という言葉を使っていますが、その求心力になり得るぞということなんですね。いかがでしょうか。もしなければ、また後ほどでも結構です。大変重要な点だと思いますので、お願いいたします。どこからでも結構です。

○早坂委員 13ページの「富県共創」という言葉がありますよね。これ、ちょっと何か中国語の縮めたような文字で全体のことはわかりやすいんでしょうけれども、「富県共創」というのが、もうちょっと柔らかい言葉がないんだろうかと、ちょっと気になる場所なんですけれども、いかがでしょうか。やはり、日本人なのでから、もうちょっと日本の美しい言葉というものを、もっと理解していただくには、富県共創というと、何か「やるぞ」みたいな、気迫は伝わってはくるんですけれどもね、ちょっと優しさが足りない感じがしますけれども、何か、言葉ありませんでしょうか。ちょっと気になりました。

○芳賀技術参事兼林業振興課長 これは、前にも説明したんですが、宮城の将来ビジョンがあるのですが、それに県政運営の理念として「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」ということをうたっております。そこから、我が方も今回のビジョンは県のビジョンの下に位置するビジョンですから、その言葉を拝借した次第でございます、意味は字のごとくです。県内総生産10兆円達成を目標に掲げて豊かにしましよと。豊かにするには、共にみんなで力を合わせて、役所なら役所だけがやるということではなく、県民みんなで力を合わせて、それを創っていきましょうという意味で、私が作ったわけではないんですが、富県共創というのはおそらくそこから来たんだと思います。

それで、我が方はそれを拝借したということで、「富県共創！強い林業県宮城と美しい森林づくり」という言葉にしたところでございます。

○早坂委員 あともう一つ、その次の「強い林業」というのも、これもわからないでもないんですけども、今、宮城県がものすごく林業が活性化されている。合板工場ができたおかげで、

とても全国的にも注目されて、その部分がどんどん伸びてきているということで、強い林業という言葉もあるんでしょうけれども、でも、果たして強い林業が本当にいいのかどうかというのは、これはやはり10年後を見据えて考えますと、決してそうでもないのではないかと。要するに、今、勢いよく合板工場のためにいろいろな木が伐られて回ってはいるんですけれども、長い目を見たときに、それだけ、一時のことだけ見るのではなくて、もっと持続可能な林業とか、強いという言葉にもうちょっと惑わされずに、何か宮城県らしい言葉がないだろうかと思って、富県共創が仕方がないというのであれば、強い林業、何かもうちょっと宮城県らしい言葉を探していただけるといいかな、もうちょっと優しいかなと思うんですけれども。もしあれば結構ですけれども。皆さんでちょっと考えていただいて、この方がいいというならそれでもよろしいんですけれどもね。長い目を見たときに、果たしてこの言葉がいいんだろうかなと、ちょっと気になりました。

○岡田部会長 ありがとうございます。

これは、全体の審議会のところでも、やはり何件か出ていて、いよいよ最終案をつくる时候にも、また出されたということでは、本当にこの言葉でいいのかどうかというのは、やはりどうも最後まで課題として残っていたような気がします。

スローガンとしては、確かに一番先頭部分ではこういう言葉があってもいいのかもしれませんが、森林ですとか地方を形づくっている県土基盤みたいな、そういうところになりますと、先頭部分とは違っていろいろなクッションがあったり、いろいろな出入りがあって、そんなところがあるんだよという、そういう中でこの先頭部分の産業ですとか、強いですとか、富むと、豊かさではなく富むという言葉を使っているわけですがけれども、改めていいのかどうか、確かにあるかもしれませんね。

これも、きょうのこの時間の最後までにもう一回各委員から意見をいただくことにして、しかし、この委員会で部会が出たものが、そのとおり最後の審議会のところの原案になるかどうかということについては、これはやはり担当部局の判断が必要だと思いますね。

○芳賀技術参事兼林業振興課長 早坂委員に別に私は反論するわけではございませんけれども、では現状はどうなんだと。現状は極めて弱いんですね。林業界だけでなく農業界だってあるいは同じなのかもしれませんが非常に弱い。それに対する対語として強い林業を我々は目指しましょうという意味で、あえて強いという言葉強調したかったのです。我が県の林業は、少なくともよその県には負けないよというような意気込みを表したつもりです。

○須能委員 それ、強い、弱いで判断すること自体が間違いです。この自然産業が優遇されなく

なった社会が、人間性を否定してきている社会だから、よく言えば、人間性の産業なんですよ、我々。それが、今の高度社会という名のもとに、競争社会の中で我々カメの歩きも新幹線の方が良くて、早く死ぬようなリスクを持った方がいい社会だというふうに、金銭の市場経済原理の人がそう判断しているのであって、本来は人間性回復からいえば違うわけで、ただ、その議論を、強い弱いで判断されたらば、カメとウサギ、どっちが強かったの話ではないわけだね。そういう意味でいうと、我々の、スタンスとしては、本来この自然産業をやっている人たちは、そういう社会の構成を常に人間性に戻すんだと。そういうような高い理念か低い理念かわかりませんが、そういう人間を鍛えながらいないと、こういう産業には共鳴する人いなくなってしまうんだよね。今言われたように、強い弱いではない、もっと温かさとか、何か議論をすりかえてこっちが有利に持ってこないで、生産性の高い低いで議論されたのでは、存立し得ないので、そういうところの価値観を、こちらが勝てる価値観に持ち込まないとだめだと思うんですよ。ですから、やはり強い弱いはいかがなものかと思います。

○芳賀技術参事兼林業振興課長 この理念には実は二つポイントがあるのですが、「強い林業県宮城」が一つ、それから、今、須能委員が言われた、「美しい森林づくり」というのは、いわゆる価値観が違うといえますか、その美しい森林もつくっていきましょうという、二つを組み合わせています。林業というのはなりわいですから、いわゆるどちらかという経済的な部分が大きく、それは何とかして採算の合うように、強いものにしましょうと。それからもう一つは、美しい森林を、同時に環境にも優しい、美しい森林づくりをしていきましょうという、二兎を追うとでもいえますか、これを目指した上で強い林業と書いたのですが、なお検討します。

○小野寺委員 強いとか弱いという言葉だと、勝者と敗者というようなイメージで、多分とらえられることが多いと思うんですけども、この強いと言うのは、結局は連携基盤が強いということなのかなと思います。というのは、結局、林業が他県の林業と競争するのかということ、そういうわけではなくて、それを使う人が競争するということなので、その連携基盤が強いという意味合いのことなのかなと。競争のための強いということではなくて、安定供給体制づくりと、これらを絡めた連携の強さということなのかなというふうにとらえていましたけれども、いかがですか。

○谷口委員 小野寺委員のお話は大変感銘しました。すばらしいとらえ方だと思います。

僕が言いたかったのは逆で、須能委員と同じで、やはり、グローバリズムと市場主義原理の中では、日本の一次産業は、全てかなうわけじゃないです。要するに、コスト計算やられると絶対負けてしまう。だからといって、日本の国の食糧とか環境をすべて海外に依存していいのかと

いう一般的な議論になってしまう。一般的な議論はしたくはないんですけども、でもやはりせざるを得ない。だから、例えば森林そのものが持っている、森、川、あるいは里、海をつなぐ中身だということ、私もそう思っていますし、そのためのビジネスモデルをつくりたいと願っています。

その上で、今のこのグローバリズムと市場主義原理の中で勝たねばならないということであれば、負けるのは当たり前。初めから勝負は見えているので、そういう設定そのものが間違いだと思うんですね。そういう意味では、小野寺委員がおっしゃったような意味でも、宮城県の中での関わりをしっかりと持って行って、産業をともに作り上げていくんだという視点が、やはり一番大事だと思います。

その上で、では具体的なビジネスモデルをどう考えていくかという中身になっていくと思うんですけども、その前に、実は我が国のように雨が降って、海から栄養が供給されて、必ず森林ができて上がるようなんですね。ということは、森林がなければ、里も海も荒廃してしまう。明らかです、それは。だから、森林がなければならぬ。ということは、森林の持っている機能というのは、今まで考えている以上にもっともっと大きいのではないか。その辺のところを考えれば、単にグローバリズムの市場主義の中にぶち込んで、儲け一発でいくような話ではない。とすれば、これは公共材として、やはり公的な機関がそれなりに保障するぐらいの、言ってしまうと日本国が日本の宝のような森林をいかに守るか。そのためにどのような措置をとるべきかということを実際に考えてもらわなくてはいけないと思う。

そういう意味からいって、国民にも応分の負担を要求しても構わない。これだけの重要な意味を持っているから。という意味で、一時ちょっと議論になりましたけれども、森林環境税とか、そういった認識も将来的には必要になるのではないかと、私は思います。そういうような支えがあることによって、初めて産業として成り立つわけで、そういうような産業なんだという共通認識にもっていかねばならないと思います。

もちろん、それを利用して、木造の家はやはりすばらしい家ですし、本当に美しい香りのする家に住みたい。そういう利用の方向はもうしっかり書かれていますので、このビジョンについて一言も僕は文句ありません。その上で、将来ビジョンを含めて森林・林業をどうこれから守っていくか。それにはやはり政策的な下支えというのがやはり必要だと思うんです。だから、単に市場主義の中にぶち込まれるべきものではないし、そのような認識を改めるべきだと思います。

その上で、新しいビジネスモデルをどう考えるということで、いろいろ、私も水産業の関連

で飯を食わせてもらっているものですから、いろいろ考えている限り、実は、日本の沿岸は大都市以外は全部、貧栄養。栄養が足りない。総体的にどころかもう完全に足りない。日本の沿岸は。それほど貧しくなっているということなんです。海は。なぜ貧しくなったかということは、それはもう大きな気候変動がかかわっているのではないかと思いますけれども、それを、ではどうすればいいかとなると、基本的には陸上に森林があるように、海の中でも、植物プランクトンと書いていましたけれども、豊かな植物プランクトンを増やして、あるいは沿岸域では海中林をつくるということが最も必要だと思うんですね。そのためには、必要なものは何かというと、やはり栄養でしかない。栄養はどこから来るかということ、陸上でうなるほど余っている。そのまま放置していたら、カタストロフが起こるくらい陸上では栄養が余っている。それを合理的に利用するシステムをつくってやれば、陸と海は確実に連携する。つまり、廃棄物を利用するシステムをつくれればいい。その中で、林業がどのような形でかかわっていくか。林業の廃棄物、例えば間伐材ですね。余った材をどのような利用の仕方があるか、幾らでも出てくると思うんですね。その連携さえしっかりすれば。そういう意味での、連携した具体的な、金もうけができるモデルを考えていって、そのためにも須藤委員が提案されたように、全体を通じた視点が必要だということで、結局同じこと言ってしまうかもしれませんが、ということだというふうに思います。

このビジョンを変えろという意味では決してなくて、この会議が始まって一番最初に申し上げたんですけれども、宮城県としてはこのような広い視点を持って作業を進めていただければと思います。

○岡田部会長 なかなか、大事だぞということが改めて出てきましたので、この宮城の将来ビジョンで使っていることと、そこを一つの全体計画、多様な計画がそこに収れんしていくということについては、皆さん理解をしておりますので、宮城の将来ビジョンではこういうふうになっていると。それをこの個別計画である森林・林業のところでは、そのままの言葉を再度使うのではなくて、違う角度で充ててもいいのではないかという、そんなところで整理をいただくと良いのではないか。キーワードで各委員の意見を、例えばということで置きかえますと、小野寺委員は、みんなで手を携えてという、連携ですとか協働、協働が今、キーワードの一つですよ。そうすると、富県共創を連携共創、森林・林業ではそういうふう置きかえて使っていますよとか、そんな置きかえをしながら、今の谷口先生のお話ですと、もっともときちつと未来を見据えて、本当に戦略産業だとか柔構造であったり、生命産業であったりという、それを踏まえたということになると、結構、まだ新しいキーワードを提案できるチャンスなのか

なというふうにも思いますね。

そんな意味で「協働」、「連携」、「柔構造」だとか、整脈の「整」だとか、生命の「生」だとか、あるいは木育の「木」だとか、森林の「山業・森業」、こんなところを上手に組み合わせて、ある宮城発のコンセプトができるかもしれないなという感じはいたしますね。ぜひお願いをしたいと思います。

○早坂委員 別な意見ですけれども、第2節の28ページですが、私が資料3の中で6の項目で公共建築での県産材使用量ということをお願いしたんですけれども、これは循環型社会に貢献する県産材の利用推進という、きちっとした言葉になって、その下に10年後に目指す姿、そのためにはどうすればいいかということがずっと書いております。これは、きちっと書かれてはいるんですけれども、こういうことをやりますよというのはよろしいんですけれども、これはどこでも皆さんそうやって書いていらっしゃると。では、実際にこうは書いてあるけれども、例えば先ほどおっしゃったように、県庁の中で横の連携ができるような推進組織を立ち上げたということはわかりました。でも、現実的に、では今度は全体的なマンションとかオフィスとか、そういうところでも使っていただけないかという方法としまして、言葉だけではなく具体的な取組として推進していかないと。県として、特別な何かの働きかけというものをしないといけないのかなと。

実は、何年か前に、金沢に行きまして、金沢の町の中というのは町家がありまして、かなり木造建築がたくさん保存されております。それで、偶然に見に行きましたときに、市の方が調査においでになっていたんですね。それで、「どこからいらしたんですか」と言われて、「仙台です」と。どうして、こういう建物が残っているんでしょうかと逆にお聞きしましたら、特区を設けて、いろいろな論議をして、木造で、ともかくやることに決めたんだと。もちろん、文化財的なものもありますので、価値のこともあるんですけれども、それを全部整理して、ともかく木でやってくださいという形で特区をつくってやられていると。本当に、どこでも今、皆さん木を使いましょうとは声かけはされています。でも、現実的にあるいろいろな縛りを受けて、それができないでいるというのが実情です。

私、3年か4年前に、青根に別荘をお客様から頼まれてつくったことがありまして、その別荘地ですら、建築基準法の22項というところがありまして、要するに隣地から3メートル以内のところについては木を使ってはいけなと。燃えないものにしなさいと。2階については5メートルと。その青根の別荘地ですらそういう規制がかかっているところでした。本当に、一般分譲されている別荘地なんですけれども。要するに、そういうものを山の中までにずらず

ると引きずって持っていつていると。ですから、そういう枠組みを少しずつ外していただかないと、木を使う場所というのがなかなか現実的になくなってきてしまっている。それで、本当に別荘地の中に別荘を建てて、3メートルに、ちょっと土地が長い土地だったので、隣地からやはり2メートルぐらいしか離れてなかった。そうすると、あとの1メートルは燃えない材料にして、3メートルのところから板を張ると。そういう苦勞をしたことがありまして、もっともっと開放してもいい地域が宮城県内にたくさんあるのではないかと。そういう規制の緩和みたいなものもしていただくと、もっともっと木を使っていたらいいのではないかと思います。

それから、やはり、県らしいやり方とすると、ここにただ、使いますよと、働きかけますよということではなくて、もっともっと具体策、例えば3年後、5年後とか、徐々にそういう規制、いろいろなところを木を使えるように規制を外していくという取組がされると、もっと木を使っていたら、恐らく田舎の方の市町村でも、かなり土地が広い中でも2階建てだと木を使えないとか、今、物すごく建築基準法が厳しくなりました、恐らく、今までまあまあで外壁に木を張っていたお宅も、基準法の中で縛りがかかってきましたので、外していかない限りは絶対木を使えないような状況になっております。

ですから、そういうものも勘案しながら、どうしたら木を使っていたらいいかという、苦勞の跡がもうちょっと見るといいなと思いますので、ただ、書いてあるだけではつまらないので、例えば県庁の中だったら何割、これから先、どここの階までは壁に板を張りますよとか、書かないまでも、そういうことの検討を実際に行っていないと、増えていかないのではないかと思います。

だから、この部分にはもっと具体例が書けないかなと思っておりますので、ぜひ、その取組をお願いしたいと思います。

○芳賀技術参事兼林業振興課長 先ほど、資料の3の6番で早坂委員が質問したことに対して回答申し上げました。それで、県の内部で木材利用推進連絡会議があると、お話ししました。さらにその全体を描くために、みやぎ材利用拡大行動計画というものもあります。そこでは、きょう私、手元に持ってきてないんですが、例えば学校、小学校、中学校、そういう学校で平屋づくりで面積が例えば1,000平方メートル以下のものは、原則として木造にするとか、病院はこうするとか、内装材、腰壁、腰板的なものはこうするとかというように基準が定めてあり、それぞれ各部局にお願いをしているという手法をとっております。それを、ここに記載するかどうかですが、ただ、一番問題なのは建築基準法ですよね。それについては、宮城県だけを勝手に解釈するわけにもいかないのでしょうから、担当は土木部なのですが、その会議には土

木部の職員も入っておりますので、我々は木を使ってもらえば非常にこんなうれしいことはないものですから、今後、そういった要望等について、我々の方からお話はしていきたいと思っております。

○小野寺委員 今、早坂先生のお話で、だんだんに縛りを少しずつでも減らしていければというお話がありますけれども、私も本当にそのように思います。ただ、ここにきて、逆行するような改正建築基準法というものができて、本当に木をこれからどんどん使ってもらいたいのかと国が考えているのか、真逆の法律ができていないかなというふうに感じております。

ちょっと気になる点としましては、まず、一つには、いわゆる数値化するものが上位のランクに来るんですね。これは、考えようによってはスギだとかヒノキだとか青森ヒバだとか、そういったムク材よりも、日本の気候に合わないと言われている、ヨーロッパとかのホワイトウッドの集成管柱が上位にきて、いいものとしてとらえられてしまっていると。これは、いろいろなところに波及していくことだと思うんですけれども、1位はそういった集成柱、2番目にJASのムク材、3番目にノンJAS、ノンJASという言い方はないかもしれないんですけれども、いわゆる無規格のものというふうになります。

今、現時点でJASの工場というのは全国でどのぐらいの割合あるかという、2割から3割ぐらいですか、ほとんどまだJASを取得していないんですね。これが来年の12月から、いわゆる4号物件といわれる一般住宅が適用になるんですけれども、それが施行されると大混乱が起きるのではないかと。木がなかなか使えないものになるのではないかと心配しております。

もう一つ、改正建築基準法でちょっと気になる点は、来年の12月から、やはり瑕疵担保責任というのが出てきて、それに対しては、供託金を積むか、または保険に入らなくてはならないんですけれども、そのために、業者登録をしなくてはならないんですね。それで県内を見渡してみても、個人でやっている建築業者というのは結構いるんですよ。その人たちが仕事ができなくなってしまって、また、そういう人が木を使うこと多いんですよ。それらの人たちが仕事ができなくなっていくというのも、これはちょっと逆行したものなのかなというような気がします。来年12月まで若干の修正が加わるかもしれませんが、今のまま施行されたら、せっかくこういったいいビジョンが策定されても、いざ使う段階になって使えないというふうになるのが、ちょっと怖いところだなという気はいたします。以上です。

○岡田部会長 ありがとうございます。

大変重要なお指摘だと思います。やはり、具体的に使ってもらわないことには、強い林業と

いうのは生まれないわけですからね。そこで、具体的にも、早坂委員からは、例えば特区だとか、特殊な政策、施策、事業を目玉的にぶち上げたらどうかとか、そういうことによる波及効果なり、宮城らしさというものも、ある象徴というのはできるだろうという、こういう意見でもあるので、ぜひ、この点も、いよいよ最後のところへきて、またそんな修正かというお叱りを受けるかもしれませんが、大変重要なご意見だと思います。

○小野寺委員　それで、もし盛り込んでもらえるのであれば、これからその法律がどのように運営をされて、どういう影響が出てくるか、実際やってみないとわからないんですけども、それに対して、臨機応変な細やかな支援ができないか検討していただき、文章の中に盛り込めないかと思います。

○岡田部会長　小野寺委員の、今の、建築業界をめぐる、いわゆる木材業界への大変な危惧の念というのは、多分刻々と、早めに撤退しようという業者だって出てくることはあり得るわけですから、そういうことに対するケア、宮城は他の県とは違ってこのようにあるよというのを、前もって出しておくという、そういう意見ですね。

○谷口委員　関連して、前回の部会で小野寺委員が提案され議論になった木材の乾燥方法について強く印象に残っているんですけども、今は国の方針で人工乾燥の指導があって、ところが基準さえクリアすれば、天然乾燥は非常にいいと私も思うんですけども、それは、県独自の判断で可能かどうかということなんですけれども。可能だとすれば、いわゆる宮城のブランドの売りとして、天然乾燥という、自然の条件の中で時間をかけて丁寧につくり上げたんだという方が、私は良いと思ったので、前回ああいう議論をやっていたんですけども、いかがでしょうか、その辺のご判断は。

○芳賀技術参事兼林業振興課長　私もこの間、ちょっと知識が浅はかで大変申しわけございませんでした。J A Sの規格があるわけですね。乾燥率何%というのがあるんですが、それは人工であろうと天然であろうと、その率さえクリアしていれば乾燥材であると認められております。

ただ、天然乾燥だとやはり一律に安定的に乾燥をさせるというわけにはいかずにばらつきがあり、ユーザーのニーズに応じた製品を安定供給するには、なかなか人工でないと難しいということ、私はお話ししたかったんです。そこで、今、大体どこでも、小野寺委員のところもそうかもしれませんが、やはり、乾燥機というものを導入をして、何とかして需要に対して供給をしていきたいと思いますという工夫をしているところなんです。

そういう意味で、どうしても、やはり天然よりは人工乾燥機でもって乾燥させるというのが主流になりつつありますということをお話したかったのです。どちらもJ A Sでは認めているよ

うでございます。

○谷口委員 では大丈夫なのですね。

○芳賀技術参事兼林業振興課長 もちろん大丈夫です。

○谷口委員 それで、一つの付加価値がつけばこんないいことはないですね。

○小野寺委員 この前は、乾燥の前に、人工という言葉だけがついていたんですね。その人工を外せないかなと。

○芳賀技術参事兼林業振興課長 それは外してございます。

それは、22ページの下の方の緑の欄で菱形で二つ目、「事業者の連携や協業化による木材乾燥・・・」という記載ですが、以前は「人工乾燥」と書いていたのですが、それを、あえて人工というのはとりまして木材乾燥、いわゆるどちらでも意味合いにとれるように、ここは直してございます。

○岡田部会長 そういう意味でも、天然乾燥という言葉が逆に出てくると売りにするという状況にあることは間違いないですね。ですから、そういう、何か天然までいかななくても、その中途段階の新しいシステムなり、仕組みを時間との見合いの中で上手にそれをクリアできる仕組みができれば、これはこれで宮城型というのは可能性が有りますね。

○早坂委員 ちょっと建築の現場についてのお話なんですけれども、今、柱材ということで、どんな柱を使わなくてはいけないかという規定は現実的には木造建築の中ではないんですね。要するに、柱材の寸法が幾らということ自分で申告して書くだけなんです。それで、現場に来た検査官がどうするかというと、スケールを持って、その柱の図面に、例えば120角と書いてあったんだしたら、その120角あるかどうかだけ確認するだけで、実際には乾燥材だろうと、それから集成材だろうと柱の種類というのは全然、今の時点では問うことはないと思います。

ただ、もしかしら、例えば高性能住宅になったときに、初めてその段階で、これ以上の規格、120角以上がなければだめだとか、例えば集成材だと105角以上がなくてはいけないとかというのが出てくるだけで、ふつうの住宅の一般の住宅であれば、柱材が何を使っているかが文句は言われないというのが現場の状況です。

ですから、まだ法改正がされた段階でも、そういう縛りは全くないんです。むしろ問題なのは、今、在来工法の中で金物は何を使っているんだと。それから構造計算がきちっとされているかどうか。筋交いが図面どおりに入っていて、金物がしっかりついているかどうか。そういうことをチェックされますので、全体的には、逆に木造住宅が検査によってお墨付きをいた

だいていると私は思っています。

要するに、その検査に通ったものというのは、安心安全な住宅なのだと。ですから、逆に考えますと、それで検査の機関が許してしまった住宅が倒壊してしまったら、つくった方の責任ではなくて、その確認をおろしたところの責任になると。むしろ、県が確認申請をおろしたんだとすると、県がすごい責任を負うような状況になって、逆に設計者の私としますと、ちゃんと確認をおろして検査していただいたんでしょと、だから、安心な木造住宅だったんですよということで、お客様にもきちっと説明ができる住宅になったかなと。

ですから、あまり今回の法改正で木造住宅が怖いということではなくて、むしろ、今まで使っていた木材が使えなくなる方が怖くて、安心安全な住宅にはなりますよというPRには十分なっていると思います。それが、今の現在の新しい法改正の実情だと思っています。以上です。

○小野寺委員 ちょっとお聞きしていいですか。

私もちょっとまだ勉強中で、改正建築基準法についてはちょっとのみ込めてないところがあるんですけども、たしか、来年の12月から使用部材の表示義務というのが義務づけられると思うんですけども、そういうふうになると、どういうものを使っているかがきちっと今度は問われてくるかと思うんですけども、心配なのは、そこから発展して、表示義務になると、今度構造計算もしっかりしなさいというふうにならないかと。

○早坂委員 今時点で、もう構造計算しっかりしたのを出さないでだめです。

○小野寺委員 4号物件に関してですけども。

○早坂委員 はい。

○小野寺委員 今は3階建て住宅以上ではないのでは。

○早坂委員 いいえ、普通の一般の1階建てでも2階建てでも、構造計算はしっかり必要です。

○小野寺委員 そうなんですか。

○早坂委員 それはもう当然、義務として図面に付けて出さなければいけない。ですから、当然、それにのっとった筋交いの数量も決まっていますし、壁量計算も一緒に添付義務が出ました、今回。それで今、中小の工務店さんとかが、今まで計算しないで、ただ勝手に筋交いを入れてどんと出していた人たちが現場に行ったときに、計算に合わない図面、筋交いなんかを入れているのでだめですよとされている状況なんです。だから、もう一回計算し直して出しなさいというのが実情でした。

実は、6月18日から法改正になりまして、ちょうど私、その真ただ中におりましたので、大丈夫です。全部要ります。今時点では必要ですので。

○小野寺委員 わかりました。

○岡田部会長 今回の議論も大変重要だと思いますね。木材について、大体22ページ、23ページあたりのところで書かれているんですが、キーワードとしては、優良品やぎ材、これで押していますが、住宅におけるところの安心安全、あるいは上の方では森林のところでは認証制度が出てくるんですけども、早い民間レベルでは、住宅認証ですとか、材料の高品質化という、質の違いを訴える、ここも常に出てきていますから、こんなことを踏まえながら、内容としては十分考えられているんですけども、その内容を上手に外に表すキーワードがやはり足りないと。このあたりが確かにあるような気がいたしますね。

そんなことで、大変これも申しわけないんですが、もう一回、少し考えてみる、リファインしてみる必要のある箇所かもしれませんですね。

ここで、それでは、前回出されました委員会での資料3に沿った議論を大体終えたいと思いますが、終わりの時間、どんなに遅くても4時ということになっていますので、ここで5、6分休憩をとりたいと思います。この後、このビジョン全体についてご意見をいただければ幸いです。

(休 憩)

○岡田部会長 それでは、再開したいと思います。よろしいでしょうか。

委員会での質疑、意見、それに基づいた対応のところは大体終わりにさせていただいて、それ以外のところを含めまして、宮城の森林・林業の将来ビジョン、最終案全体にかかわって、今度はどこからでも結構かと思いますが、気がついたところから最終案にきちっと疑問が残らないような形でご意見、あるいは質問をいただきたいと思います。よろしくどうぞ。

○小野寺委員 細かいところなんですけれども、資料2の②の資源の循環利用を持続できる森林の整備というところがあって、右端の方に温室効果ガス削減目標6%のうち3.8%を森林吸収で確保するとなっていますが、これは3.9%だったのではなかったでしょうか。

○芳賀技術参事兼林業振興課長 最初3.9%でございましたが、林野庁で計算をもう一回し直したんですね。その結果3.8%ということで、今、3.8%になっております。

○小野寺委員 そうですか。わかりました。

○木村委員 私は直接、今も森林・林業にかかわっているのですが、どうしても具体の意見になってしまうんですが、先ほど谷口さん、あるいは委員の皆さんから森林・林業に対する大変な理解

と高尚な意見をいただきまして、かかわっているものとしては大変ありがたく、全く同感と  
思っておりました。

私の方からまず、資料の2の数値目標に関して、まず一つなんですが、1枚目の一番下、基  
幹林業技能作業士数と、グリーンマイスターの技能者の育成に関して、先ほどの説明でも、毎  
年6人を確保していくという説明でしたが、私は6人では少ないのでは、目標としてはどんな  
ものかなと。これは昭和56年から実施している大変伝統のある研修、育成対策でずっと10  
人でやってまいりました。人数が少なくなった年もありますけれども、原則はずっと10人で  
やってきました。担い手育成の単位としても非常にいい単位であるし、また、費用対効果の面  
からもやはり10人程度は必要であろうと私も考えておまして、次のページの高性能オペも  
そうなんですが、目標としては年間10人を掲げてもらえばありがたいなど。結果として、9  
人、8人の年があってもやむを得ないんですけれども、最初から6人はちょっと低いのではな  
いかなという気がしてございます。

それから、同じく、少し上にまいりまして、同じこの資料2の1枚目の②の資源の循環利用  
の路網密度なんですが、先ほど、やはり現在27.6メートルで将来29メートルまで伸ばす  
という説明をいただいたんですけれども、中身の方を見ますと、林道で23キロメートル、そ  
れから作業道で383キロメートルというふうになっており、その下に、簡易で安定的な作業  
道による高密度な路網、100m/h a程度の整備を推進するということが書いてあるんです  
が、現在の森林の作業では、私は路網が第1番目に重要な生産基盤であると思っており、林道、  
作業道ではとてもやはり伸びきらないと思いますので、この簡易作業道を、幹線、支線、ある  
いは枝線ともいうんですが、幹線は林道、作業道、簡易作業道を枝線と考えれば、これの開設  
延長もカウントして路網密度に入れてもいいのではないかなと思います。先進の林業経営の事  
例なんかを見ていると、先般、四国からお呼びした四万十式の路網をやっている四万十川町  
の路網は250m/h aだそうですけれども、まさに低コストの2.5メートルから3メート  
ルの2,000円/mぐらいの簡易作業道です。資料5の事例で、林業試験場の133事業地  
の分析結果では、これからの低コストの森林作業は、一つには高性能機械の導入だと。それと  
もう一つは丸の三つ目にありますように、集材距離が40メートル以内のときに非常にいい結  
果が出るということからすれば、やはり、ここまで成熟してきた人工林資源を的確に管理して、  
なおかつ収穫をしていくと。やはり、きちんとこれからも森林を適正に維持管理していくとな  
れば、低コストでしかも災害を起こさない路網づくりが必ず必要ではないかということであり  
ます。もちろん、このビジョンの中にも書き込みはありますが、例えば鳥取県では、鳥取式の

路網開設士という資格を県の方で出しているということでございますので、宮城県でも、路網に関してそういう路網の重要性、それを担う技能者の育成というものを、具体的には行動計画にでも少し書き込んでもらえればありがたいと思います。これが2点目でございます。

それから3点目は、23ページの取組2の資源の循環利用に、30ページの多様性に富む健全な森林のところにも書き込みがあるんですけども、これからの森林の維持管理は、所有者のみでは管理しきれないだろうと。また、国・県とも、もうお金もなくなっているということで、これからは元気のある環境に理解の深い企業に、応援をもらうべきではないかなと最近感じております。企業の書き込みもこの辺にはあるんですけども、もう少し具体的に強い書き込みをしていただけないかなと。実は、新聞でご覧になった方もあるかと思うんですけども、9月27日付でしたか、トヨタが三重県で、かつては日本でもモデル的な経営をしてきた諸戸林産の山を1,630ヘクタールほど買収しております。環境に絡んだ森林再生のための取り扱いをしていくということで、日本の冠たる大優良企業のトヨタが1,600ヘクタールの森林を購入したということからすれば、今度、宮城県にもトヨタ自動車がまいりますので、合板会社しかり、環境に負荷を与えている企業に応分の協力を要請していくのも、これから必要であると思うので、その辺の書き込みを少し強く行動計画にでも出していただければありがたいなと思います。

○芳賀技術参事兼林業振興課長 それでは、答えさせていただきます。

まず、指標の中の12番、基幹林業技能作業士、グリーンマイスターと言っています、10人ぐらいがどうかという話でございます。我々、6人という数字を出したのは、ここ5年間のデータを見てみました。それによりますと、平成14年は4人、15年が6人、16年が4人、17年が2人、18年が8人となっておりますので、6人ぐらいが妥当なのかなと。これでもどうかとは思いました。確かに、過去には10人とかいう数字もあったのですが、この数年の5年間の傾向を見ますと、そういう実態でございますので、実態に沿うような形に、ここは書かせていただきました。これが一つです。

それから、路網密度につきましては、確かに簡易作業道、いわゆる路幅の少ないものですね。それを含めてはどうかという話ですが、我々のこの延長には、一応そういったのも考え方としては含めております。ただ、現実的にそういうのをやるかどうかというのは、またこれは別なんですけれども、確かに低コストな簡易路網整備の重要性は全く木村委員おっしゃるとおりでございます。そこで、そういった簡易なものも含めまして、この資料の2の7番の路網密度の方法と、右側の方ですね、米印マークに書いたのは団地内では高密度な路網、これは枝線等も

含めまして、ヘクタール当たり100メートル程度のものを整備し、推進していきましょうと。他のものについては、林道も含めまして、それは取組1であり、取組2に、22ページ、23ページ、そういったところ路網の整備、あるいは林道の整備等々は記載させていただいているところがございます。

それから、最後の質問なんですが、森林所有者ではなかなか管理ができないと。森林の所在する市町村に住居しない所有者もいますので、それで企業の力をもっと借りるべきではないのかというような話だと思うんですが、それにつきましては、一応30ページ、これで表現が足りるかどうかというのは、また議論の分かれるところかもしれませんが、30ページの緑の欄で、菱形が4つありますけれども、一番下の菱形の丸ポツの3つめ、企業の社会的責任というところで、企業を募り、取組モデルの検討とモデル事業実施への支援というような形で、ここはそういう形でまとめさせていただいております、先ほど私が話でコココーラとか、ミサワホームの例を出し、木村委員はトヨタの例を出しましたけれども、そういう企業等をぜひ募りまして、こういうところで何とかやっていきたいという指標で掲げさせていただきました。

○岡田部会長 いかがでしょうか。この数値目標の数値についてはどうですか。

○早坂委員 木村さんの意見に引き続いてなんですけれども、例えば、グリーンマイスター、確かに6人といった根拠はお話をしました。ただ、さっき木村さんがおっしゃったのは、10年後の目標値であれば、もっと増やしてもいいのではないかということだったと思うんですよね。というのは、これから先、合板工場だとか、そういうものを考えたときに、宮城県の中ではどんどん機械化、団地化、それで効率のいい作業の仕方をして、それで結びつくのが間伐材生産コストがどんどん安くなる。路網も一つだと思います。そういうものが初めて皆機能して、生産者には木材の、森林所有者にはお金を高く、作業も効率よくして、コストを安くして、なるべく収益を高めると。そうしますと、やはりどうしても機械化になっていく部分も多いのかなと。だから、目標値なので、余り6人にこだわらずに、もう少し夢を持たせた数字でもいいのかなと思いました。

あと、それと、例えば資料の2の中の木材生産適地における再造林実施率、この100%、こういうものは大変夢を持って100%にしているので、なるべく夢のある数値、もちろん後でこんなに開きがあったと怒られると、県の方も幾らビジョンだからといっても困るんでしょうけれども、少し含みを持ってもいいのかなと思いましたので、その辺、ちょっと考えていただけるといいかと思います。

○芳賀技術参事兼林業振興課長 実に、早坂委員、的を射た質問をされました。実は、この後、

必ず検証というのがあるんですね。実際どうだったんだと。さっぱり目標に達してないんじゃないかと言われますので、当たらずも遠からずと言いますけれども、そういう線を、どうしても我々役人というのやるものなんです、確かに、先ほどの基幹林業作業士については、実態からいきました。そういう意味では、夢がないんじゃないのという話を承りましたので、切りのいい数字で検討したいと思います。

○事務局 実は、10人でやってきているんですけども、今、林業試験場の方の受け入れの状況を聞いてみますと、集まった研修生の方々が機械に触る時間とか、人が増えると機械を扱う時間がどうしても減ってしまうと。10人でやるよりは5人でやった方が、来ていただいた方々には機械に触る時間が多いとか、濃密に受講していただけるといった話があって、今の林業試験場の状況を見ると、5人が妥当なのかなと。過去の実績もありますが、来ていただいた方々への充実度を考えたときに、5人という数字が出てきました。

○木村委員 ただ、私も直接、このグリーンマイスター育成には林業試験場で従事したことがあります。お言葉ですけども、10人は適正規模だと思っています。機械が3機種くらいあることが多くグループに分かれるので、それは指導者は大変ですけども。また、平成15年からのこの4、5年で、緑の雇用担い手対策事業で約200名の方々が新規に森林組合等に入ってきていますので、その方々の半分を受けさせるだけでも、10年間は10人そろうのかなという思いもあって、10人に上げてどうかと。

それから、もう一つは、長い間1年間で卒業ということでやってきたので、4人とか5人とかという年もあったかと思うんですが、県の方でもいろいろ工夫していただいて、今は2カ年で卒業でもオーケーだと。半分ずつ受けてもいいよというふうなことになっていますので、たしか今年も9人おったはずでございまして、一時よりは受けやすくなっているし、受けたい人はいるかなというふうな実態にあるので、その辺も配慮いただければありがたいと。

○芳賀技術参事兼林業振興課長 わかりました。林業試験場の話、うちの担当のものが話しましたが、工夫次第ではうまくできますよという話だと思いますので、なお、ちょっと検討して、ご期待に沿うような数値に掲げたいと思います。果たしてご期待に沿うかどうか、ちょっとわかりませんが、できるだけそういう形でまとめたいと思います。

○岡田部会長 次長さんはずっと無言でおりますが、これもお金がかかることでしょうから、ちょっと心配なことは、大丈夫ですか。

○川村次長 このビジョンが始まった当初から、担い手対策が一つの大きな目玉だということもあって、今、事務方は現実的なお話を申し上げましたが、我々の行政目標も、ある程度夢を持

った目標を持たなければいけないという責任もありますので、今、課長が言ったように、木村委員の意向に沿ったような形で、県の努力目標も含めた形で前向きに検討したいというふうに思います。

○岡田部会長 ありがとうございます。

それでは、それ以外の2件については大体盛り込まれている、ないしは最後の件なんかも非常に大切な件だったんですが、30ページ、あるいはリーディングプロジェクトというか、この三つのプロジェクトの2つめのところでも、やはり、企業との協働、こんなことも触れられているということで、内容的には大丈夫かもしれないなという感じはしました。

○木村委員 あと、特に路網の関係は、やはり県の支援も欲しいので、行動計画で配慮していただければ、私はよろしいと思います。

○岡田部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

○須能委員 最後になるかと思いますがけれども、先ほどの検証の件ですけれども、これを前向きにとらえてほしいんですね。義務としてとるのではなくて、こういうことで県民からの強い支援があるから行政上変更してでもやるんだと。といいますのは、杜の都仙台であり、要するに東北の雄である宮城県、さらに森は海の恋人というようなことを言っていて、水産は日本で第2位だというような形で、森と里と海との連携についても、他に比較して日本の中では宮城県リーディングの地域ですよ。そういうような県のポジションで、この林業を見た場合に、これを確実にするために、毎年こういう関係者を集めたチェックをして、確実にやるためにはこういうのを検証をし、力が及ばないところはさらにやるんですと。ですから、前からたびたびしつこく言うておりますけれども、連携プレーを強化すると同時に、後継者育成のためには、教育上、どこに問題があるのかとか、後継者育成に対してあらゆるところに、ここに関係する人が集まって、それは県政のいろいろなところに声を上げていくような、自然産業というものの成り立ちの宮城県であるというところで、全国に先駆けて、この林業から始まる水産、農業全部にまたがるんだけれども、日本がやっていく、あるいは地球に対する維持生命の地球温暖化の問題、あるいは地球環境問題について、日本をリードするのは宮城県であるんだというような、強い志を持ってこの審議会が終わるような形で、もう来年以降の見直しも、そういう高邁な思想のもとにあるんだと。だから、行動計画されることが、何か行政上の重荷なのではなくて、そういう皆さんの県民の支援をもとに、県税を使い、国の予算をとってきて地球に貢献するんだというぐらいの気持ちでやるべきではないかなと。その辺を、上手に進行案に盛り込

んでいただければなど。また、皆さんそういう思いが、ここずっと会議している中で底流に流れているのではないかなというふうに、私、思いますので、ぜひ、その辺ご配慮いただければと思います。

○岡田部会長 ありがとうございます。

今の件は、むしろこの審議会としてお願いをするという角度が本当はいいのかもしれませんが、恐らく各委員反対はないと思いますので、要するにこのビジョンがまとまったとしますね。それを県独自の検証システムに乗っけるという、この角度も大事だと思います。しかしながら、むしろ県民全体の応援という、そういうところをずっと遠い先には見据えて、このビジョンを検証するというよりは、どちらかという評価をするとか、そんな言葉で外部の委員会なり、同時に進行管理をする委員会みたいなをつくっていただいて、あるいはシステムとしてきちっと設けていただいて、そうして、ここまでできた、いや、ここまでの見直しをやはり改めて短期間だけどしなればいけないとか、外部へのアナウンス、あるいは県民全体の支援を得る意味でも、やはりそういうプラン・ドゥ・チェック・アクションの、アクションのところへ向けての、あるシステムを設けてほしいと、こういうことなんです。これはいかがでしょうか。考える余地があるでしょうか。

○芳賀技術参事兼林業振興課長 このビジョンは、皆さんご存じのように10年の計画ですね。それで、行動計画と先ほどたびたび申し上げていますが、これは3年、3年、3年なんです。3年ごとに、まず我々は内部で検証します。どこが一体まずかったのか。目標に達成していないのかというのは3年ごとにやっています。それで、10年後には、また新たなビジョンがつけられることとなります。そのときは当然、10年分を振り返って評価をしなければならない。そのときには、やはりこの産業振興審議会に諮って、これをビジョンをつくる時もやりましたように、そういう形でそれをやるということは、これはもう間違いのないことだと思いますので、そういうことをご理解賜りたいんですが。

○岡田部会長 今の意見は、そういうシステムと同時に、この進行が同時に県民全体も一緒になって責任を負うたり意見を述べあったり、相互の意見交換ができるような、進行の3年間の過程の中で。そういうものとしての外部の応援団、応援団というと、ちょっとすぐには賛同を得られないでしょうから、むしろ県民に対しては政策の評価みたいな言葉の方が、むしろ得られやすいかなという感じで、どうでしょうかというような提案ですよ。

○芳賀技術参事兼林業振興課長 今すぐ即答できませんので、検討させてください。3年目の検証については役所でやると申し上げましたが、そのやり方をただ単に我々仲間だけで内々でや

るのではなく、森林組合始め各種団体を含めて実施するとか、パブリックコメントのようなものをするとかいろいろなやり方はあるんです。ただ、私は、そういうことで実施することにはなっていますよということをごをただ申し上げたかったわけですので、今、部会長お話しになったように、一般県民の方々の意見を頂戴しながら検証していくということは、ちょっと考えさせてください。

○岡田部会長 会議の始まる前だったかもしれないんですが、須能委員が強くおっしゃるのは、要するにチェックの中身は、統計だとか、ある科学性に基づいてチェックをしたとか、あるいは行政的にオーソライズしたと、それも大事かもしれないけれども、時間勝負のことがあって、現場感覚の、肌でとらえた、そういうところのチェックの角度というのは、ぜひきちっと、システムとして携えてほしいという意見がありましたですね。そういう下敷きがあるんです。

○芳賀技術参事兼林業振興課長 そうですか。はい、わかりました。

○須能委員 その件について補足説明しますと、先週、政府の方から、最近温暖化と言われているけれども、現実にはどのような現象があるんですかというようなことがあって、ちょっと私、上京できないのでコメントを書いたのを持っていった人に説明してもらったんですけども、漁業の現場では、いろいろな魚種の交代といいますか、要するに南方の魚がどんどん上がってきて、現実には北海道からまだサンマがおりてこないような時期とか、シャケがおりてこないとか、あるいはセグロイワシがなくなっていないとか、サワラが今でもとれるとか、いろいろと珍現象といいますか、あるわけですね。そういうのを後で統計とってしまえば平均値になってしまってもわからないんですけども、実際、毎日仕事している人にとっては、これは変化なのか異変なのか、そういうものを長くやっていると、異変も当たり前になってしまうんですね。だから、そういうようなことで、常に、本当に森林でも同じでしょうけれども、生態系の変化について敏感にモニターするためには、その道に携わっている、よく観察している人の意見を聞いて、敏感な反応をするということが、今は非常に大事ですよということを、たまたま岡田先生とお話ししていて、そういうことからいうと、3年後とか6年後とかいうのは平均値的にものを見ると、春夏秋冬が平均値で見えるけれども、毎年を見れば、物すごく違っているわけですね。その辺の感覚を、やはり常に我々は近視眼的なのと長い目で見ると、常に物差しをかえて物事を見ていかないといけないのではないかなというふうなことも含めると、先ほどの話は10年後の議論ではなくて、常にチェックチェックで、行政の人をいじめるのではなくて、逆にいえば、行政が限られた予算の中で最も効率のいい方法をやるために、我々を上手に活用できる方法だし、それをここでうたい文句に入れてしまえば、後で行政上やりやすいので

はないかなというふうな意味合いです。

○岡田部会長 よろしくお願ひいたします。

その他いかがでしょうか。全体にかかわって、ここで大体部会としては最後の機会になると思いますのでお願ひしたいと思ひます。

○谷口委員 資料の2の2ページの16番目と17番目なんですが、木質バイオマスの利用率を上げますということと、未間伐森林の面積を減らすといったことがございます。これは多分連動している話だと思うんですね。間伐をするということは、それはそこから路網を通してどんどん運び去って行って利用する。それは正しいことだと思うんですが、ただ、森林としての立場からすれば、間伐したものは全部取り去る必要があるのかなのかという点で、多少疑問を感じるところがあるわけですね。森林生態学からすれば。要するに、そういったものが、肥料として後の後継林にとって非常に重要な意味があるとすれば、とにかく立派な木をつくるためには、間伐をまず先行させて路網がきちりとできているところは当然利用すると同時に、できないところでも、まず間伐で森林をしっかり管理するんだと、そこに放ったらかしても構わないということであっていいかどうか、その辺をお聞きしたいわけですね。ほったらかしにしてもいいというふうになれば間伐率は高まるし、それが科学的に正しいとなれば、そのような方法も目指していいのではないかと思うんですけれども。かつて、昭和29年の洞爺丸台風で、北海道では大量の風倒木が出て、そこから被害木を取り去った場所よりも、放ったらかしにした方がずっと回復が早かったという事実がございまして、そういったことから、やはり間伐を優先させて非常に高価な木をつくっていくんだという視点に立つかどうか。その辺のところは政策的にも重要なのではないかと思ひているんですけれども、いかがでしょうか。

○芳賀技術参事兼林業振興課長 そもそも間伐をなぜするのかという話になるかと思ひます。

間伐をしない山とする山の違いですね、地球温暖化の方から話をしますと・・・

○谷口委員 それは、私も海の中で間伐をやっていますので、その意義はよくわかっております。

○芳賀技術参事兼林業振興課長 まず、2つだけ指標的なものをお話しします。

まず、間伐をしなければ林の中が真っ暗になって、もちろん生態系上問題があるというのがありますけれども、そこで大事なものは、雨が降ったとき保水力です。間伐をすれば根がどんどん生えますが、やらなければ細々となって根も浅く水を蓄える力がまずないわけですね。間伐をすることによって根が張るので水を蓄える。したがって、洪水等が防げると。それが、間伐をするものとしらないものの違い、まず何もしないような粗悪林分、それは1ヘクタール当たりだと思ひますが、110ミリぐらいの保水がありまして、間伐をすることによって、これが1.

5倍に増えるといわれております。

それから、よく二酸化炭素の吸収という話が出ます。これは、間伐をしない山ですと、1ヘクタール当たりの二酸化炭素の吸収量が4トンといわれているんです。間伐をすることによって、成長を促すものですから、これも1.5倍の6トンになるというデータがございます。したがって、間伐の有用性はこういう点からもわかるかと思えます。

そのほか、動植物が林に入ってくるとか、いろいろなものがありますけれども、指標的なものはこういうものもあります。

それから、もう一つは、いわゆる未利用材を利用するという事なんですけれども、この2ページ目の指標もバイオマスの利活用ということで、今現在39%の利用しかされていないと。これを何とか60%まで回復するんだと。谷口委員、おっしゃられたように、確かに木材は自然に分解しますので、土壌の肥料になることも、これは間違いないです。では、林内にどれぐらいあればいいんだという話になりますね。それで、間伐ではなく皆伐、全部一回に伐採してしまうもの、この場合山に捨ててくるのは約30%と言われておりますので、間伐だけが61%ほど捨ててくると。まだまだ、いわゆる資源としてはもったいないのではないかとというのが我々の感覚なんです。もっと有効に活用しましょうと。それはバイオマスの発電の燃料やチップにするとか、いろいろな活用の仕方がありますけれども、もう少し高めてもいいのではないかと。こういう観点からこの数値を上げたわけでございます。

○谷口委員 間伐にはかなり時間、手間ひまがかかって、予算もかなり要するという事で、なかなかできないという認識が僕の頭にあったものですから、もしそういうことであれば、伐つてその場で捨ててしまうという方法もあっていいのではないかと。それ自体が山の自然の更新を促すことではないかと思ったものですから、今のような発言をしたんですが、よくわかります。そのとおりだと思います。

皆伐というのは非常に良くないということですが、だから、間伐に切りかえていくということで、それをより推進するためには、必ず取り去らなければいけない、利用していかなくてはいけないという義務をはめるよりも、放ったらかしにしたっていいのではないかと。ところで、そのような意味では状況に応じた対応があってもよろしいのではないかと。ということで申し上げました。

○早坂委員 ちょっとお尋ねします。

この中で、シカ対策とかというのはどこかに書いてありましたでしょうか。松くい虫被害対策のことはちょっと書いてあったんですけど、鳥獣被害のことがどこかに触れていたんだ

ろうかと。というのは、皆さんご承知のとおり、金華山、牡鹿半島のシカの食害被害に、大変困っているという実情があるので、全くなくてもいいのかなと思ったんですけれども、ありましたでしょうか。

○芳賀技術参事兼林業振興課長 それは31ページをお開きになっていただきたいんですが、緑の部分の下から二つ目の丸ポツ、「保護管理対策と一体となった野生動物被害対策の推進」というのが、まさしく、そのシカ対策をイメージして書いたところでございます。

○早坂委員 「シカ」と明記していただければよろしいのですが。

○芳賀技術参事兼林業振興課長 最近シカだけでなく、イノシシやサル被害もありますので。

○早坂委員 「シカなど」と具体例を入れていただくと良いのではないのでしょうか。

○芳賀技術参事兼林業振興課長 わかりました。それも考えてみます。

○谷口委員 これぜひ聞きたかったんですけれども、沿岸ではすごい重大な問題なのですが、保安林では松を、弥生時代の昔から植えていますから、白砂青松そのものなんですね。ところが、この松が今本当に枯れている。その結果どうなるかという、海が荒廃してしまうんです。要するに、保水力が失われて大変な事態になっている。かつて、洪水があったとしても、これほど海が荒れることはなかったんだけど、間違いなく荒れてきている。これはやはり沿岸の森林の保水力とか、もう本当すごいです。まさに松枯れした牡鹿半島で、完全に山肌が出て、それで海に濁水が入る。かつて全然入らなかったのに。これはもう本当にすぐにでもやってもらわないといけない重大な問題なんですね。

ということで、ここで書いてあることはよくわかるわけですが、このままの状態では、もう自然収束に近づいてきているような、ということは、もう松がなくなっていくという事態に今なっている気がするんですけれども、となれば、もともと固有の樹種に変わっていくという。タブですか、そういうように変わっていくというお話、かつていただいたんですけれども、さらにそれを積極的に、こういう最終的な極相に達する前の植物相を人間の手でどんどん積極的につくっていくとか、それこそ害獣、害獣と言ったらかわいそうですけれども、要するに動物などに食べられないようなものを植えていくとか。そういう努力もあってしかるべきでないかと思うんですね。ぜひ、切実な問題ですのでよろしくをお願いします。

○芳賀技術参事兼林業振興課長 谷口委員が今お話しになったのは、松枯れというのは松くい虫被害なんですね。先ほど早坂委員が言ったのはシカでございます、シカは野生動物被害ということですが。

○谷口委員 牡鹿半島とかあたりでは、シカの食害により森林再生を阻害しているということで、

連動している話です。

- 芳賀技術参事兼林業振興課長　いわゆる松くい虫の被害跡地に、またマツを植えてもシカに食べられるという話ですね。それで、そのマツに、ヘキサチューブというものをかぶせて大きくなるまでそのまましておく、いわゆる食われないようにするという取組を、今、現にやっております。しかも植林するマツも通常のものではなく、抵抗性マツという松くい虫被害に強いマツを植えているところがございます。そしてなんとか松林の復元を図りたいと考えております。
- 谷口委員　100年、200年の考え方で、松は陰樹ですから最終的にそこに残るはずですから、その前に当面樹種を換えて、もっと成長が早い植生でまず森林を復元させることが可能でしょうか。ドイツでそういう事例があるということは聞いたことがあるんですけども。
- 芳賀技術参事兼林業振興課長　牡鹿半島を、多分イメージしてお話しなさっているのではないかと思います。あそこは、これから冬にかけて西風が強くて、いわゆる風害、それから塩の害、潮害もありまして、どんな木でも育つということではないんです。表土も海岸縁だとどちらかというと薄いですよ。それで、我々、実はいろいろ植えてみました。どれが一番、いわゆる生存率が高いのかということで、それやりましたところ、一番高かったのが、カシワとトベラです。それが一番生存率が高くて90数%。あとはだんだんだんだん落ちていまして、マツも強いことは強いんですけども、まだ下のランクになっていまして、何でも植えればいいということではないということが気づきまして、そういったものをまず最初植えていく。いずれにせよ、風にやられたらどんなに植えても何もなりませんので。ではマツを植えなくてもいいのかとなれば、松の景観というのは、これもまた大切なものがございますので、それは抵抗性のマツを植えていくというような、今、手法をとっております。
- 河野森林整備課長　事業の面から、今のお話をさらにお話ししますと、牡鹿半島で松枯れが進んでおり、それからシカの害が最近非常に増えてきていると。そういう中で、先日も自然保護関係の委員会において、牡鹿半島ではシカの影響により土壌の流出も大変今危惧されているということで、それらを踏まえて、牡鹿半島内の、特に海岸に近いところの保安林については、シカ対策を講じながら現地の植生などの生態を調査しまして、どういう森林の復元方法がいいのか、タブ等が、一旦裸地になったようなところでも自生してきているのもありますので、クロマツ、それからタブ等の混合林的なものを、当然、シカ対策を講じながら事業を進めております。この指標の方でいいますと、治山対策の推進とか保安林の管理、こういう中に個別の表現としてはなかなか出てこないんですけども、これらに含めて仕事を進めております。
- 岡田部会長　ありがとうございました。

予定の時間、だんだん近づいてきましたので、いかがですか。

○木村委員　また目標の設定なんですけれども、先ほども話が出ましたが、木材の伐採跡地に対する再造林の実施率について、一応説明では適するとみられる面積は伐採箇所の7割ぐらいを想定しているということで、逃げ道があるからいいのかなとも思うのですが、100%というのは逆に大丈夫かなと心配しておりました。ただ、我々にも責任があるのですが、きちんと効率的な間伐をして、合板材等に供給していければいいのですが、どうしても、間伐してもあまり金にならない、全部伐ってくれと所有者から頼まれれば、どうしても間伐よりも皆伐の方が作業も楽なので伐ってしまいます。そうすると、それが伐採跡地になるということで、今後、結果としてはますます増えていくのかなと心配しております。私どもは、極力、間伐でいきたいと思っているのですけれども、何せ掛り増しになるし技術的にも難しいということがありますので、この100%という数字で大丈夫かなというのが感想です。

○岡田部会長　ありがとうございます。

○小野寺委員　一番最初に参加させていただいたときに、先ほどの森は海の恋人ではないですけども、よく風潮として、スギを切ったらブナを植えろとか、そういう風潮ありますよね。決してスギ、あえて言いたいのはスギというのは保水力がないものではなくて、ブナ林とかと同じぐらいの保水力を持っているんですよね。逆に広葉樹に比べてスギが最も優れていると思うものは、植生が豊かなんですね。ブナとかというのは、ほかの植物を寄せつけない習性があるんですけども、スギというのは下草にいろいろな植生が生えるんですね。ちょっと今、環境団体の人なんか、ともするとスギではなくて別なものを植えろと、東京あたりでも政治家の方がスギなんか伐ってモミジを植えろという話があるようですが、ちょっとスギに対する誤解があまりにもあり過ぎるので、こんなに優れた木というものを、もう一度皆さん理解してもらえればなというふうに思います。

○木村委員　先ほど来、谷口委員からもいろいろ出ておりましたけれども、ここ10年の森林・林業行政の最大の課題は人工林の問題だろうと。これをきちんと管理していかないと、天然のブナ林等と違って、人の手で植えたものは非常にひ弱なんですね。放っておいてもものにはなると聞いておりますけれども、植えたものはきちんと収穫まで管理をしていくことが必要で、私は、特にこの10年間に森林の管理をきちんとやっていくことが、その次の代につながるかなと思っていますので、特にこの部分はこの10年間しっかりお願いしたいということでございます。以上です。

○岡田部会長　どうもありがとうございました。

私も、わずか30秒ぐらいですが、10年前にもこの林業ビジョンに携わらせていただきました。今回ほどいろいろな委員から意見が出た会はなかったなと思っています。それから、パブコメの意見を見ましても、大変辛辣であったり、建設的であったり、いろいろな意見が出てきておりますね。このように、やはり、行政が立っている位置が、やはり随分変わってきたんだというのを率直に感じますね。そういう意味で、まさにガバナンスをしていく時代に入ったんだということを強く感じておりました、皆さんからいただいた意見、それから須能委員からは、これからのガバナンスのあり方の一つとしてのチェックのシステム、あるいは強化のシステムというのも同時に新しくしていこうという、この意見は大変建設的だなというふうに思っております。

その対象としての森林が持つ性格からも、社会的な共通資本だとか、緑の社会基盤だとか、いろいろなことを言われていますので、このように、多様な意見が出ることをウエルカムとしながら、行政、いろいろな角度があるものですから大変だとは思いますが、でき上がってくるものは、近ごろは私、やはり10年前から見ても優れたものではないかなというふうに思います。思いますので、もう数カ月のこととさせていただきます。数日のことかもしれません。ぜひ、この意見を受けとめていただければ幸いです、このように思っております。

今日は、各委員からも、またたくさん有益な意見をいただきました。それをもって、この部会として、私の責任のところは終わらせていただきたい。以上でございます。

○川村次長 今日時間いっぱい貴重な提言をいただきまして、大変ありがとうございました。今、部会長からお話あったとおり、我々、想定以上の幅広い意見、たくさんいただきました。特に、冒頭、理念に掲げる標語と申しますか、「富県共創」、それから「強い林業県宮城」の強いという言葉、この辺の言い回し等を含めまして、宿題として残ったのではないかなと思っておりますし、それから、ビジョンの本文の中でも、自然産業の一員としての、それぞれの産業間の連携強化であるとか、あるいは住宅部材としての木材の認証の説明の追加であるとか、いろいろな注文をいただきました。

それから、数値目標についてもご意見いただきました。これらは、早速、部内で検討いたしまして、最終的な審議会というのが12月半ばに予定されておりますので、それまでには、できるだけ短期間で結論を出して、基本的には、まずは岡田部会長の了解を得まして、内容によっては、今日ご出席の皆さんに個別になると思いますが、案を示してご了解いただくということで、部会としての最終案という形に事務手続をさせていただきたいと思っておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。

○岡田部会長 それでは、以上でよろしいでしょうか。(2)のその他ですが。

○事務局 それでは、事務局からご説明させていただきます。

資料7の方に、今後のスケジュールということで、今、川村次長からもお話ございましたけれども、本日の水産林業部会でのご意見、ご要望を踏まえまして、岡田部会長のご指示のもと、水産林業部会としての取りまとめをさせていただきたいと思えます。

それをもちまして、12月19日水曜日開催予定の産業振興審議会の本会議に報告いたしまして、答申案のご審議をいただく予定としております。その上で、年内中にも審議会から答申をいただくという予定といたしております。

スケジュールは以上でございますが、お話いただいたほかに、お時間の関係で割愛せざるを得なかったご意見等ございましたら、お手元に用紙をお配りしてございますので、郵送、ファクシミリ、あるいは電子メール等で送付をいただければ幸いです。以上でございます。

#### 4. 閉会

○司会 それでは、以上をもちまして平成19年度第3回宮城県産業振興審議会水産林業部会を終了させていただきます。

ありがとうございました。